

佐倉市みどりの食料システム戦略（有機農業支援推進事業）補助金の概要

（１）補助対象者

市内の農地に対する耕作権を有している者であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者。

（ア）みどり認定を受けている農業者

（イ）認定農業者若しくは認定就農者であり、かつ、ちばエコ農産物の認証を受けている農業者

※年度末（補助金実績報告）までに取得していただければ対象となります。

（取得見込みでの申請可）

（２）補助対象事業

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
有機ＪＡＳ認証取得・更新支援事業	有機ＪＡＳの認証を取得及び更新するために要する経費のうち、次に掲げる経費とする。 （１）有機ＪＡＳの認証を取得する前に受講した有機ＪＡＳ講習会の受講料 （２）有機ＪＡＳの認証に係る審査及び調査に要する経費（振込手数料、郵送料、登録認証機関年会費及び認証シール発行に係る経費を除く。）	補助対象経費の２分の１以内 （上限１０万円）
機械・施設導入支援事業	次に掲げる機械及び施設（中古品を除く。）の購入及び事業実施年度内に終了する借受に要する経費 （１）たい肥等有機質資材及び種苗の生産に必要な機械及び施設 （２）たい肥等有機質資材施用に必要な機械 （３）機械除草機及び抑草機 （４）緑肥作物利用に必要な機械 （５）バイオ炭の製造及び利用に必要な機械	補助対象経費の３分の１以内 （上限１００万円）
資材導入支援事業	次に掲げる資材（有機農産物の日本農林規格に適合するものに限る。）の購入に要する経費 （１）培土	補助対象経費の２分の１以内 （上限１０万円）

	(2) 堆肥 (3) 肥料 (4) 土壌改良剤 (5) 防虫ネット	
脱炭素促進支援事業	バイオ炭（有機農産物の日本農林規格に適合するものに限る。）の購入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内 （上限10万円）
イベント開催支援事業	有機農業等の環境負荷低減に資する農業の普及・啓発に関するイベント（以下「イベント」という。）の開催及びイベントへの出店に要する経費（人件費を除く。） この場合において、イベントに係る収入等がある場合は、当該収入等を経費から差し引いた額とする。	補助対象経費の2分の1以内 （上限5万円）

※それぞれの事業ごとに1回までの申請

（3）申請の流れ

①要望調査（～6月末）

要綱の制定が完了次第、要望調査を実施します。（期限6月末日）

要望を提出する方は、①希望する事業②おおよその経費③補助対象者の要件である（ア）（イ）の認定の有無を記載してご提出ください。

②交付申請及び交付決定（7月～）

要望をいただいた方に申請様式を送付します。（予算の関係で調整させていただく場合があります。）

交付申請書に加えて、①事業計画書②収支予算書③認定若しくは認証を受けていることを証する書類（見込みの場合は誓約書等）④機械や施設及び資材の場合は見積書を添付して申請をしてください。その後、市で交付申請書類を審査し、交付を決定します。

③取組の実施

交付決定後、各取組を実施してください。取組にかかる領収書等を必ず保管してください。

④実績報告

事業完了後に実績報告書に加えて事業報告書、収支決算書、領収書及び申請時に認定もしくは認証を受けていることを証する書類を添付していなかった場合にはその書類等を添付して提出してください。

⑤額の確定及び請求（～3月末まで）

実績報告書を審査し、額を確定します。その後、請求書の提出をもって、補助金を交付します。